

2021 年度税制改正大綱

金融・不動産関連の主な改正点

December 10, 2020

In brief

2021 年度(令和 3 年度)税制改正大綱(以下「2021 年度税制改正大綱」)が、2020 年 12 月 10 日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2021 年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご注意ください。

本ニュースレターでは、2021 年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点について説明します。2021 年度税制改正大綱のその他の項目の改正点については、別途配信します Japan Tax Update をご確認ください。

自由民主党・公明党両党より公表の「令和 3 年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。

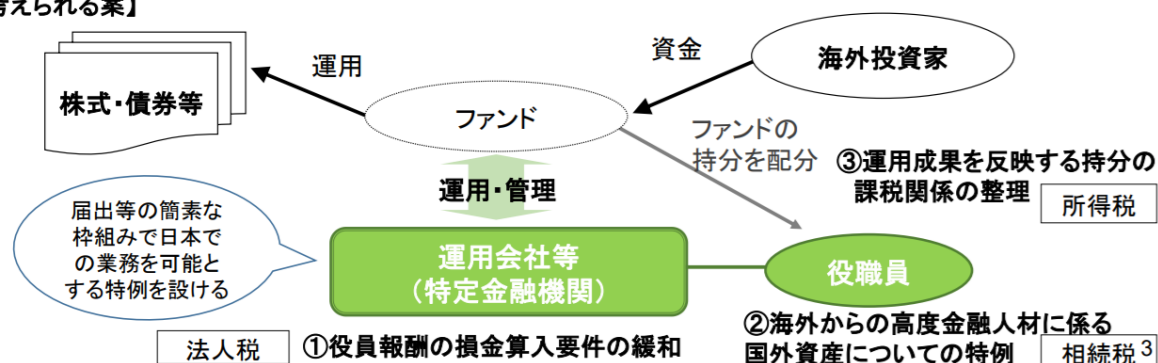
https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200955_1.pdf

In detail

1. 国際金融都市に向けた税制上の措置

2021 年度税制改正大綱において、日本の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、以下の税制上の措置が講じられます。

【考えられる案】



出典: 金融庁の令和3年度税制改正要望について

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200930-2/01.pdf>

(1) 役員報酬の損金算入要件の緩和

国際金融センターとしての発展に資するため、海外で資産運用を行う企業・人材を国内に呼び込む必要性がある一方、資産運用会社は非上場の場合が多く、有価証券報告書の提出がないことから、役員に対して支給する業績連動給与について、業績連動指標が利益の状況を示す指標である場合には有価証券報告書に記載されるものであることや、算定方法を有価証券報告書等により開示することという損金算入要件が充足できないという課題がありました。

2021 年度税制改正大綱において、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等（有価証券報告書を提出していない非同族会社の完全子法人を含む）の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とされます。

すなわち、金融商品取引法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者（注 1）に該当するものが 2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（同法の改正法の施行の日以後に終了する事業年度に限る）において、その業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合において、投資家の事前承認要件（注 2）を満たすときは、その業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは、利益に関する指標等が記載されるべき有価証券報告書とみなすとともに、その法人が、その業績連動給与に係る算定方法の内容を、報酬委員会における決定等の手続終了の日以後遅滞なく、その事業報告書に記載して提出し、かつ、同法の説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、または公表した場合には、算定方法の内容が有価証券報告書等で開示されていることとの要件を満たすこととされます。なお、業績連動給与は、その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎とした客観的なものに限られます。

（注 1）「特定投資運用業者」とは、その事業年度の収益の額の合計額のうち占める次の業務に係る収益の額の合計額の割合が 75%以上である法人（有価証券報告書提出会社およびその完全子法人を除く）をいいます。

- ① 金融商品取引業者等の投資運用業
- ② 特例業務届出者の適格機関投資家等特例業務
- ③ 海外投資家等特例業務届出者（仮称）の海外投資家等特例業務（仮称）
- ④ 届出をして移行期間特例業務（仮称）を行う者の移行期間特例業務

（注 2）「投資家の事前承認要件」とは、次のいずれかの要件を満たすことをいいます。

- ① その運用財産に係るファンド契約書等においてその業績連動給与を支給する旨、およびその算定方法を記載すること。
- ② 本制度の適用を受けようとする事業年度開始前にその運用財産に係る投資事業有限責任組合の組合員の集会等において、その業績連動給与を支給する旨およびその算定方法についての報告が行われ、かつ、その議事録にその報告につき組合員等から異議があった旨の記載または記録がないこと。

(2) 外国組合員に対する課税の特例の見直し

(a) 特例適用投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合の要件の判定方法の見直し
投資事業を行うリミテッド・パートナーシップ（以下、「LPS」）の外国投資家（リミテッド・パートナー。以下、「LP」）は、LPS が日本国内に事務所等を有してジェネラル・パートナー（以下、「GP」）が日本で投資業務執行を行う場合、恒久的施設（以下、「PE」）を有するものとして日本で課税されますが、現行法令上、当該 LPS に係る組合財産に対する持分割合が 25%に満たないこと（以下、「組合財産持分割合要件」）等一定の要件を満たす場合には、PE 課税を免除されています。

LP がパートナーシップ等のファンドの場合、現行法令上、組合財産持分割合要件は当該ファンド単位で判定することとされていますが、2021 年度税制改正大綱において、一定の条件の下、これが緩和されます。

すなわち、特例適用投資組合契約(上記例の日本に PE を有するとされる LPS)を締結している外国組合員が組合契約(上記例のファンド。当該特例適用投資組合契約を除く。以下同じ。)を締結している場合における当該特例適用投資組合契約に係る組合財産(以下、「投資組合財産」)に対する持分割合の要件について、当該特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約(以下、「特定組合契約」といい、次に掲げる要件を満たすものに限る。)に係る組合財産として当該投資組合財産に対する持分を有する者(当該外国組合員および当該外国組合員と特殊の関係のある者(以下、「外国組合員等」)を除く。)の持分割合を除外して判定することとされます。

- ① 当該特定組合契約に係る組合財産に対する当該外国組合員等(当該特定組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約に係る組合財産に対する当該外国組合員等の持分割合が 25%以上である等の場合には、当該特定組合契約に係る組合財産に対する持分を有する者(当該外国組合員等を除く。)を含む。)の持分割合の合計が 25%未満であること。
- ② 当該特定組合契約に係る組合財産として当該投資組合財産に対する持分を有する者が当該特例適用投資組合契約に基づいて行う事業に係る重要な業務の執行に関する行為を行わないこと。

(b) 特例適用申告書等の電子提出

特例適用申告書等および特例適用投資組合契約等の契約書の写し等の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、配分の取扱者に対してこれらの書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされます。この場合において、当該提供があったときは、これらの書類の提出があったものとみなすとされます。

また、配分の取扱者が特例適用申告書等の写しを作成し、当該特例適用申告書等の写しを保存することに代えて、当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存することができることとされます。

(c) その他

特例適用申告書および特例適用投資組合契約等の契約書の写し等を 5 年ごとに提出することとされます。

その他所要の措置を講ずることとされます。

(3) 運用成果を反映する持分の課税関係の整理

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役員提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化が行われます。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずることとされています。

(4) 海外からの高度金融人材に係る国外資産についての特例

2021 年度税制改正大綱において、高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととされます。

すなわち、国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時または贈与の時において、国内に居住する在留資格を有する者から、相続もしくは遺贈または贈与により取得する国外財産については、相続税または贈与税を課さないこととされます。

「在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をいいます。

2. 過大支払利子税制における保険負債利子の取扱いに係る所要の措置等

対象外支払利子等の額に、次に掲げる金額を含めることとされます。

- ① 生命保険契約または損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額
- ② 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額

また、対象純支払利子等の額(対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額)の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額(その収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額)を受取利子等の額に加えることができることとされます。

上記の改正は、2021年3月31日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

3. 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度における所要の措置

外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の総額(現行:その利子の支払いの基因となる負債の総額)に占める割合を乗じて計算することとされます。

(現行)

$$\begin{array}{l} \text{恒久的施設に帰せられるべき} \\ \text{資本に対応する負債の利子} \\ \text{の損金不算入額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{恒久的施設を通じて行う事} \\ \text{業に係る負債の利子の額} \end{array} \times \frac{\text{自己資本不足額}}{\text{利子の支払いの基因となる負債} \\ \text{の総額}}$$

(改正案)

$$\begin{array}{l} \text{恒久的施設に帰せられるべき} \\ \text{資本に対応する負債の利子} \\ \text{の損金不算入額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{恒久的施設を通じて行う事} \\ \text{業に係る負債の利子の額} \end{array} \times \frac{\text{自己資本不足額}}{\text{利子の支払の基因となる負債そ} \\ \text{の他資金の調達に係る負債の総} \\ \text{額}}$$

内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度等および国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(いわゆる「過少資本税制」)について、上記と同様の見直しを行うとされています。

4. 税制上の手続のデジタル化の推進

NISAの手続等(一般NISAからつみたてNISAへの変更届等)については、既に本人確認が行われているにもかかわらず、電子的な送信の都度、本人確認書類を併せて送信する必要がありました。また、振替国債等の非課税適用申告書の提出などについても、海外の投資家が本邦金融機関等を通じて税務署に提出する場合、国際郵便等により書面を送付する必要がありました。

2021年度税制改正大綱において、NISA等、特定口座内保管上場株式等に関する手続き、振替国債等、民間国外債等、店頭デリバティブ取引の証拠金、債券現先取引等の利子等の課税の特例に係る非課税適

用申告書や租税条約に関する届出書等のクロスボーダー取引に係る税制上の手続きについて、更なるデジタル化の推進が図られます。

5. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等に関する見直し

源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額または雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとされます。

上記の改正は、2022 年分以後の所得税について適用されます(個人住民税についても同様)。

6. 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長

外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に伴い当該国内金融機関等に預託する一定の証拠金から生じる利子に関して、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税が非課税になる措置について、税務関係書類の電子提出等一定の措置を講じた上、適用期限が 3 年間(2024 年 3 月 31 日まで)延長されます。

7. クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る利子の非課税措置の延長

外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、特定外国法人が、特定金融機関等との間で行う振替国債等に係る特定債券現先取引に係る利子等に関して、所得税が非課税になる措置について、税務関係書類の電子提出等一定の措置を講じた上、適用期限が 2 年間(2023 年 3 月 31 日まで)延長されます。

8. 同族会社の発行する社債利子の総合課税

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人(注)およびその親族等が支払いを受けるものは、総合課税の対象とされます。また、当該個人およびその親族等が支払いを受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされます。

(注)「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある個人等をいいます。

上記の改正は、2021 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき社債の利子および償還金について適用されます。

9. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が、2022 年 3 月 31 日まで延長されます。

10. 投資法人、特定目的会社等に係る流通税の軽減措置

不動産証券化市場の活性化の観点から、投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合等の所有権移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(税率を 1.3%に軽減)について、適用期限が 2 年間(2023 年 3 月 31 日まで)延長されます。また、投資法人、特定目的会社等が一定の不動産を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置(課税標準額を 2/5 に軽減)について、適用期限が 2 年間(2023 年 3 月 31 日まで)延長されます。

11. 土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用期限が 2 年間(2023 年 3 月 31 日まで)延長されます。

12. 協定銀行が破綻金融機関等から不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長

預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け、または預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、適用期限が 2 年間(2023 年 3 月 31 日まで)延長されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

www.pwc.com/jp/tax

金融部

パートナー
高木 宏

パートナー
鬼頭 朱実

パートナー
松田 結花

パートナー
スチュアート ポーター

パートナー
アダム ハンドラー

パートナー
齋木 信幸

パートナー
中村 賢次

パートナー
松永 智志

パートナー
箱田 晶子

パートナー
野中 貴史

ディレクター
今村 恭子

ディレクター
比留間 延佳

ディレクター
安武 幹雄

ディレクター
西川 真由美

ディレクター
小林 孝平

ディレクター
杉山 清悟

ディレクター
青木 一憲

ディレクター
川崎 大輔

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.